様式第九号の二（第十条の六関係）

許可番号０８２２２０３６２０３号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所　宮崎県宮崎市江平東町６番地１３
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　株式会社　山﨑紙源センター　代表取締役　上岡　康人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第１４条第６項~~ 第１４条の２第１項 の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　印

鹿児島市長印　廃棄物指導課

許可の年月日　令和　６年１２月４日
許可の有効年月日　令和１３年１２月３日

１．事業の範囲
（１）事業の区分
中間処理（圧縮）
産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、以上７種類
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（２）事業の区分
中間処理（選別）
産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動植物性残さ、以上９種類
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（２）事業の区分
中間処理（減容）
産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）、以上１種類
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（裏面につづく）

備考
「優良」の表示は、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合したと認められたことを示すものです。

（日本産業規格　Ａ列４番）

２．事業の用に供する施設

①施設の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、以上７種類の圧縮施設
［㈱昭和製　油圧一方締めプレス機　ＳＷ７７０(Ｄ)型］
設置場所：鹿児島市谷山港１丁目３番７
設置年月日：平成２６年１１月２５日
処理能力：廃プラスチック類　２８１．３６ｔ／日
紙くず　２９８．６４ｔ／日
繊維くず　１２９．７６ｔ／日
ゴムくず　４１８．０８ｔ／日
木くず　４４２．１６ｔ／日
金属くず　９０．４０ｔ／日
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
２５．１２ｔ／日

②施設の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動植物性残さ以上９種類の選別施設
［㈱マックス製］
設置場所：鹿児島市谷山港一丁目３番７
設置年月日：平成２７年１１月１７日
処理能力：８５２．４８ｔ／日

③施設の種類：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）以上１種類の減容施設
［㈱山本製作所製　発泡スチロール減容機　ＲＥ－Ｅ５０２Ｘ］
設置場所：鹿児島市谷山港一丁目３番７
設置年月日：令和８年９月４日
処理能力：０．４ｔ／日

３．許可の条件
無し

４．許可の更新又は変更の状況
平成２７年　１月２１日　変更許可（中間処理施設（圧縮）の取扱い品目の追加：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、以上１種類）
平成２７年１２月２１日　変更許可（中間処理（選別）及び廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動植物性残さの選別施設の追加）
令和　元年　１月　７日　更新許可
令和　６年１１月２７日　更新許可
令和　６年１１月２７日　優良認定
令和　８年　９月　８日　変更許可（中間処理（減容）及び廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）の減容施設の追加）
令和　８年１１月１６日　変更届（代表者の変更）

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無
無し